

## 労務費等見積単価一覧表

障害平等研修フォーラム

制定日：平成 29 年 2 月 1 日

- 1 NPO 法人障害平等研修フォーラムが受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積りに適用する単価に関して以下の通り定める。（但し、通常の障害平等研修実施に関わる受託を除く。）
- 2 受託等事業の実施に必要な経費の見積りは、この規程に定めるところにより計算するものとする。受託等事業の契約額は、この規程に基づき見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情によりこの規程に基づき見積る額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当法人との間で協議することとする。
- 3 労務費は、当該受託等事業に従事する理事及び職員（以下「職員等という。）の person 費単価による。person 費単価は、当該受託等事業に従事する職員等の職位に応じて、別表 1 の金額を用いる。  
労務費の額は、当該受託等事業に従事する人日または人時に person 費単価を乗じて得た額とする。
- 4 交通費、消耗品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、予想される実費によって計算することを原則とする。

別表 1

職位 1 日単価（8 時間）	1 時間単価
代表理事 32,000 円	4,000 円
理事 32,000 円	4,000 円
職員（事務責任者） 24,000 円	3,000 円
職員 16,000 円	2,000 円